

告示

埼玉県告示第七百八十八号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和六年十二月十五日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

二 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- ロ 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- ロ 基礎化学
- ハ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ニ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishi-ken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和六年七月十九日（金）午前八時三十分から八月五日（月）午後十一時五十九分まで

五 試験手数料

一万千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表

令和七年一月二十七日（月）午前九時三十分から令和七年二月二十六日（水）午後五時まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

七 その他

身体に障がいがある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（〇四八―八三〇―三五二―三）までお問い合わせください。